

令和7年

水環境ニュース

令和8年1月30日発行



夏休み里の川体験(矢吹町)



植林及び外来生物駆除活動①(西郷村)



全日本中学生水の作文福島県コンクール表彰式(福島市)



植林及び外来生物駆除活動②(西郷村)

記事内容

○水に関する表彰について

○水に関するイベントについて

○福島県水源地域保全条例について

○猪苗代湖のラムサール条約湿地登録について

水の作文コンクール

県が主催した、第47回「全日本中学生水の作文福島県コンクール」（県コンクール）では、県内の中学校10校から524編応募があり、入賞作文12編と学校賞4校を選出しました。

8月7日に県が開催した県コンクールの表彰式では、入賞者に賞状を授与した後、優秀賞に選出された中学生による作文発表、福島大学附属中学校の生徒による研究発表を行いました。

また、県コンクールで優秀賞に選出された、矢吹町立矢吹中学校 諸根さつきさんの作文が、第47回「全日本中学生水の作文コンクール」（全国コンクール）で、優秀賞（農林水産大臣賞）を受賞しました。

作文では、令和元年に発生した、台風19号の被害を受けた経験から実感した水の大切さ等が、説得力ある文章で述べられていました。

8月1日に国土交通省が開催した「水を考えるつどい」では、諸根さんを含む、全国コンクールで優秀賞以上に選出された中学生が全国から10名招待され、1名ずつ壇上で賞状を受け取りました。



水資源功績者表彰

水資源功績者表彰は、「水の週間」の行事の一環として、国土交通大臣が表彰を行っているものです。令和7年度水資源功績者表彰では、全国から安積疏水土地改良区（郡山市）を含む、2個人、5団体が受賞しました。

【功績内容】

安積疏水の水路が完成して以降、長きにわたり郡山市・須賀川市・本宮市・猪苗代町の3市1町、8,000haを超える水田への用水等に活用するため維持管理してきた。

また、猪苗代湖及び猪苗代湖流域の水源地域の環境保全のため、流域住民や団体、事業者、行政機関が連携した清掃活動に参加しているほか、郡山市及び近隣市町村の小学校を始め、多くの団体への現地案内や、「安積疏水を訪ねる小学生の集い」と称した十六橋水門・上戸頭首工・田子沼分水工などを案内しており、環境保全、地域活性化に取り組んでいる。

十六橋水門



水に関するイベントについて

令和7年度福島県各地方流域水循環協議会研修会

構成員間の連携・交流を深めるため、11月20日に安積疏水をテーマとした研修会を開催しました。

安積疏水土地改良区の職員から、安積開拓と郡山の発展の礎となった安積疏水の歴史や仕組みについて説明を受けた後、現地視察として、普段は入ることができない上戸頭首工や田子沼分水工に入り、猪苗代湖から取水した水の流れを実際の施設を通して確認しました。

特に田子沼分水工では、約100段の階段を下りた先に広がる巨大な施設を前に、参加者が土地改良区職員に質問しながら熱心に観察する姿が印象的でした。



里の川体験

7月20日に矢吹町の隈戸川で、「里の川体験」イベントを開催しました。

35名の親子が水生生物調査、水質調査、川流れを体験しました。

当日は天候に恵まれ、子ども達が目を輝かせながら、捕まえた魚やカエル等を興味深そうに観察し、水質調査に積極的に参加している様子、川遊びを楽しんでいる様子が印象的でした。



植林及び外来生物駆除活動

9月20日に西郷村の赤面山で植林（水源涵養機能回復）と、堀川ダムで外来生物駆除活動（生態・水環境保全）の体験イベントを開催しました。

赤面山では、61名の参加者と旧白河高原スキー場ゲレンデに200本の苗木を植林しました。

堀川ダムでは、31名の参加者と特定外来生物ウチダザリガニの捕獲及び試食体験を行いました。駆除活動では201匹のウチダザリガニを捕獲し、ゆでたウチダザリガニを塩やマヨネーズなどで味付けして試食しました。



福島県水源地域保全条例について

近年、全国的に水源地域の土地取得や、許可を受けないまま行われた開発行為の事例が確認されており、県民から水源地域の保全について不安の声が生じています。

こうした状況を踏まえ、県では、水源を涵養する豊かな森林や水環境を保全し、健全な水循環の維持に資することを目的とする福島県水源地域保全条例を10月14日に制定しました。

本条例は、水源地域の土地取引等を事前に把握し、不適切な利用や管理が疑われる場合には迅速に現地を把握できる体制を整備するため、

- ・水源地域内の土地取引が行われる場合に、買主や利用目的等を把握するための「事前届出」
- ・水源地域における不適切な利用のおそれがある場合に、状況を把握するための「報告徴収・立入調査」
- ・把握した情報に基づき、水源地域の適切な利用を促すための「助言」を柱としています。

本条例に基づき、令和8年2月1日から、水源地域内で土地売買等を行う場合、土地の売主・貸主による事前の届出が必要になります。



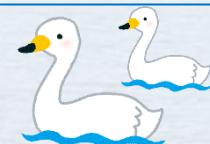
猪苗代湖のラムサール条約湿地登録について

令和7年7月15日に猪苗代湖がラムサール条約湿地に登録されました。

猪苗代湖は、水深が深く冬でも全面凍結しない不凍湖のため、ハクチョウ類やカモ類にとって重要な越冬地となっているほか、絶滅が危惧される水生植物アサザの国内最大級の生息地になるなど、生物多様性の保全に重要な湿地（湖）として、ラムサール条約（正式名称「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」）に登録されました。県内では、尾瀬に続き2カ所目、全国では54ヶ所目の登録となります。

【ラムサール条約の3つの柱】

- (1)湿地の「保全・再生」
- (2)湿地の「ワイスユース（賢明な利用）」
- (3)湿地の「交流、学習（CEPA）」



ラムサール条約では、水鳥の生息地としてだけでなく、私たちの生活を支える重要な生態系として、幅広く湿地の「保全・再生」を呼びかけており、地域の人々の生業や生活とバランスのとれた保全を進めるために、湿地の「賢明な利用（ワイス・ユース）」を提唱しています。さらに、そのための「交流・学習」を進めることを大切にしています。

【登録によるメリット】

「国際的に重要な湿地」と認められ、国内外からの注目度が高まると考えられます。このことを活かし、学校教育や環境教育の場としてますます活用されて行くことや、環境保全活動が盛んになることで将来にわたり保全が図られること、また、賢明な利用を進めることで、観光客の増加や地域特産物のブランド化などを目指していきます。

発行者 福島県各地方流域水循環協議会事務局（福島県土地水対策室）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（福島県庁本庁舎5階） TEL (024) 521-7123

ホームページ <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015c/>

Facebook <https://www.facebook.com/fukushimanomizu/>

Instagram https://www.instagram.com/fukushima_no_mizu/

